

国立大学法人京都大学入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成30年9月27日(木) 京都大学事務本部棟1階ミーティングルーム	
委員	委員長 阿部 英樹 (国立大学法人大阪大学施設部長) 委員 山下 信子 (弁護士) 委員 金 一寿 (公認会計士)	
審議対象期間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	1件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	3件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回答
<p>議事に先立ち、出席者の紹介、京都大学施設担当理事の挨拶</p> <p>【前回の委員会での議論等を通じて問題提起された事柄について、京都大学側より報告】 （※印は前回の意見等）</p> <p>※とりこわし工事の予定価格積算について引き続き見直しを行っていただきたい。</p> <p>※施工体制確認型の対象工事とするには、金額規模以外の理由がほしい。</p> <p>※地方出先機関での工事などの入札参加者の確保について、様々な方策を検討し努力していただきたい。</p> <p>本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について（報告） 【京都大学側より、平成29年4月から平成30年3月に契約した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約方式ごとに説明・報告】</p> <p>・特になし。</p> <p>建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 【京都大学側より、委員会による抽出経緯の説明】</p> <p>・特になし。</p>	<p>・業者の入札価格と差が大きかった項目について見直しを行い、昨年度の案件では、入札価格と予定価格との乖離が改善されている。</p> <p>・本学では工事の品質確保及びダンピング受注対策の取組として、原則2億円以上で実施するものとしているが、案件により柔軟に対応しており、低入札価格調査による品質及び施工体制確認、又は現場監督をより厳重に行うことにより品質確保、ダンピング受注対策が可能と考えられる案件については、施工体制確認型の対象工事としていない。</p> <p>・本年度の案件では、現地の文科省関係機関へ協力を依頼し、当該機関学内掲示板への公告情報掲載や現地の建設業界紙への公告情報掲載等、公告情報の周知に努めた結果、複数の入札参加者を確保することができた。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>【抽出案件の審議】</p> <p>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事） ○京都大学（桂）図書館（仮称）新営その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回目の開札時での辞退理由を把握しているか。 ・ 2 回目の開札での辞退理由を把握しているか。 ・ 辞退理由を確認する義務はないが、1 者を除き全者辞退し、残り 1 者と随意契約を締結するというのは、議論となるところであるので、今後の参考に、辞退の理由を確認する方がよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定していた技術者が配置できなくなったと確認している。 ・ 確認していないが、1 回目の入札をしている時点で配置予定技術者がいないということではなく、2 回目の開札時に最低価格入札者以外が辞退しているため、他の業者は金額の折り合いがつかず辞退したと考えられる。 ・ 今後は、辞退理由の確認を行う。
<p>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く） ○京都大学（中央）総合研究 15 号館（旧建築学教室本館）改修その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容が「歴史的建造物」となっているが、これは大学として指定しているものか。 ・ このような特殊な工事は、参加業者が少ないと見込まれるが、それは認識のうえで行ったのか。 ・ 本案件は不落随意契約となっているが、他の案件で不落となったが不落随意契約とはならなかった案件はあるのか。 ・ 次回から不落の案件についても確認できるように、補足資料をつけていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学で保存建物として、「歴史的建造物」と指定している。 ・ 実績条件の「歴史的建築物」について、「重要文化財・登録有形文化財等公共機関が指定するもの」として、幅を広げている。改修内容についても構造・改修面積については制限を設けず、参加業者の拡大に努めた。また過去に本学で登録有形文化財・歴史的建造物の工事实績を持つ業者が複数あり参加を呼び掛けたが、配置予定技術者の確保が困難であるということで、今回は参加してもらえなかった。 ・ 不落となり、最低価格入札者と不落随意契約の交渉を行ったが折り合いがつかなかったため、再公告した案件がある。 ・ 承知した。

別紙

意見・質問	回答
<p>○京都大学（南部）医薬系総合研究棟入退室管理設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は工事に該当するのか。 ・低入札価格調査の落札決定の理由について、周辺に施工中の現場が複数あるということであるが、業者がそのように説明しているのか。 ・最低価格入札者以外の参加者について、低入札価格調査は実施しているのか。 ・実態としては、機器代が安価であるということではないのか。 ・入札参加者全てが最低基準価格を下回っているが、予定価格の積算に問題はなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに対する電力供給等の電気工事が必要となるため、工事として発注した。 ・業者から安価となる理由について理由書及び資料を徴取したものである。 ・低入札価格調査は、まず最低価格入札者に対して実施するため、他の参加者については、資料作成の負担・必要性も勘案し、実施していない。 ・本学の予定価格と業者の内訳を比較すると、業者の機器代が安価になっているのは、事実である。 ・予定価格積算について見直しが必要であり、機器代の算出における査定率の考え方等について、今後検討していかなければならないと考えている。
<p>○京都大学（宇治）基幹・環境整備（屋外ガス設備等）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目の入札公告で参加業者がなく不調となり、再公告しているが、1回目と2回目での変更点は何か。 ・1回目の不調は、何が問題だったのか。 ・他の不落随契となった案件についても、不落随契とせず再公告すれば良かったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工期の変更及び給水管の最大口径について仕様変更があった。 ・大きくは、公告時期の問題である。年度末が近づくとき当該年度の工事が竣工して技術者を配置できる業者が出てくる。当初の公告は発注の集中する時期であったため、参加者が出てこなかった。 ・本工事は工期に余裕があったため、時期をずらして再公告することができたが、そのような余裕がある案件はあまりない。
<p><u>建設工事：随意契約方式</u> ○京都大学（南部）医学部附属動物実験施設他入退室管理設備改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もともと今回の契約業者が設置した設備であったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。

別紙

意見・質問	回答
<p>・随意契約については、業者の選定や競争性の確保について常に大いに議論の対象となるところである。他の業者では契約できなかったのか。</p> <p>設計・コンサルティング業務：簡易公募型プロポーザル方式 ○京都大学（桂）図書館（仮称）新営（建築）設計業務</p> <p>・評価については、誰が採点を行っているのか。</p> <p>・建設コンサルタント選定委員会は施設部内で行っているのか。</p> <p>その他 【京都大学側より、今回の審議対象期間においては再苦情の申立て及び同審議依頼はなかったことを報告、平成31年4月からの委員について金委員の交代を報告、阿部委員長及び山下委員について引き続き委員再任のお願い、次回開催予定などの説明】</p> <p>・特になし。</p> <p>【京都大学施設部長より挨拶】</p> <p>終了</p>	<p>・当該設備のシステムの取扱業者についてメーカーに問い合わせたところ、近畿圏内に取扱業者は複数いるが、本案件で求める特殊なクリーン・ダーティ制御を有するオーダーシステムの施工に対応できるのは、今回の契約業者のみとのことであったため、やむを得ず随意契約としたものである。</p> <p>・建設コンサルタント選定委員会が行っている。配置予定技術者の資格や実績件数については、基準に従い事務職員が採点案を作成し、配置予定技術者の実績の内容や業務の実施方針、課題の提案については、担当課長が採点案を作成している。それらの採点案について、建設コンサルタント選定委員会にて審議し、必要に応じ修正等のうえ、評価を決定している。</p> <p>・プロポーザルの方式によって異なるが、本案件についてはそのとおりである。</p>